

慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について（その3）

白 峰 旬

【要旨】

慶長5年9月15日の関ヶ原の戦いに至る政治的・軍事的動向を把握するうえで、同年6月～9月における徳川家康の軍事行動について検討することは重要であり、必要不可欠な考察であると言える。本稿では、当該期に家康が発給した多くの書状を中心にその内容分析をおこない、昨年（2011年）3月に刊行された『愛知県史』資料編13、織豊3の所収史料など新出史料の分析もおこない、新知見を得ることを目指すものである。

【キーワード】

関ヶ原の戦い、徳川家康、上杉討伐、岐阜城攻城戦、大坂城受け取り

※拙稿「慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について（その2）」（『別府大学大学院紀要』14号、別府大学大学院文学研究科、2012年）より続く。

9. 大坂城受け取り

関ヶ原の戦いに勝利したあと、家康は9月15日のうちに佐和山へ着き⁽¹⁸⁷⁾、9月18日には近江八幡に在陣しており⁽¹⁸⁸⁾、9月20日に大津へ着陣した⁽¹⁸⁹⁾。

秀忠は、路次中は油断なく西上したが切所であったため遅参してしまい⁽¹⁹⁰⁾、関ヶ原の戦いには間にあわなかった。秀忠は、9月20日に草津へ着陣して⁽¹⁹¹⁾、9月23日の晩に伏見へ着いた⁽¹⁹²⁾。9月27日に、家康と秀忠は共に大坂城へ移り、諸国の仕置等を残るところなく申し付けた⁽¹⁹³⁾。

家康は9月19日付で竹中重門に対して、小西行長を召し捕えたことを了承し⁽¹⁹⁴⁾、9月22日付で田中吉政に対して、石田三成を生け捕ったことを手柄として賞した⁽¹⁹⁵⁾。

このように、石田三成などの敵対した諸将を捕縛する一方、家康が9月27日に大坂城へ入城したことで国内の争乱状態は収束に向かった。しかし、そこに至るまでの過程で、関ヶ原の戦い直後の政治問題として、それまで大坂城西の丸に在城していた毛利輝元の処遇と大坂城の受け取りが家康にとって大きな課題であった。その理由として、関ヶ原の戦いで勝利しても、毛利輝元が大坂城から退去せず、豊臣政権の公儀の城郭である大坂城に家康が入城できない場合、家康は政治的正統性を得ることができず、大坂城以外の場所で戦後処理をおこなうことは不可能であるからであった。なお、豊臣政権の公儀の城郭である伏見城は、上述のように、石田・毛利方の攻撃により8月1日

に落城して、この時点では、城郭としては機能していなかった。

家康は、9月21日付で、堀親良に対して、大坂城のことは毛利輝元が懇望するので、その旨に任せるべきであろうか、と報じた⁽¹⁹⁶⁾。このことは、関ヶ原の戦い後、毛利輝元が戦意を喪失していたことを示しており、石田三成や宇喜多秀家など主力諸将の戦力が敗北したことによりこれ以上戦うことが不可能と判断したのであろう。

この毛利輝元との交渉にあたったのは、黒田長政と福島正則である。上述のように、8月下旬の岐阜城攻城戦では池田輝政と福島正則が現地での最高指揮官であったのに対して、9月15日以後の対毛利家交渉では、黒田長政と福島正則が中心的役割を果たしたという点は、池田輝政にかわって黒田長政が台頭してきた、という点で重要である。

黒田長政と福島正則は、9月17日付で毛利輝元に対して、吉川広家・福原広俊が二人だけの内存(=考え)を家康へ申し上げたところ、家康は毛利輝元に対して少しも疎略に扱うことはない、と述べたことを報じた⁽¹⁹⁷⁾。そして、戦いの後、安国寺恵瓊を吉川広家・福原広俊が捕縛して家康方へ差し出した⁽¹⁹⁸⁾ことからわかるように、反家康拳兵に動いた安国寺恵瓊を犠牲にして、吉川広家・福原広俊が家康に接近して毛利家の存続をはかったことがわかる。

毛利輝元は、9月19日付で、福島正則・黒田長政に対して、毛利輝元の分国中について相違はない旨の誓紙に預り安堵した、と伝えた⁽¹⁹⁹⁾。

また、輝元は、慶長5年9月22日付で、福島正則・黒田長政に対して出した起請文の前書において、①この度のことは、(福島正則・黒田長政の)取り成しにより(家康の)思し召しを得たことは悉い、②毛利輝元の分国は、相違なく安堵されることになり、誠に大慶と思う、③このうへは、(大坂城)西の丸は(福島正則・黒田長政に)渡す予定である、と記している⁽²⁰⁰⁾。

このことから、毛利輝元は、家康への取り成しをおこなった福島正則・黒田長政から、輝元の領国は安堵される(つまり、石高が減封されないことを意味する)という条件で、大坂城西の丸を福島正則・黒田長政に渡すことになったことがわかる。

毛利輝元は、9月22日付で、井伊直政・本多忠勝に対して、また、池田輝政・井伊直政・本多忠勝に対して、それぞれ出した起請文の前書において、輝元の分国は相違なく思し召される分の通りになり、誠に安堵した、と記している⁽²⁰¹⁾。このことから、家康側近の井伊直政・本多忠勝からも、輝元が大坂城西の丸を渡すのであれば、輝元の領国を(そのまま)安堵するという条件が提示されていたことがわかる。輝元の領国安堵という条件は、結果的にはその後、反古にされて減封されることになったが、この時は大坂城西の丸を受け取ることが家康にとって最優先課題であったために、輝元の領国安堵という破格の条件を提示したのであろう。こうしたことから、大坂城西の丸の受け取り交渉はスムーズに進み、9月22日には、毛利輝元から誓紙の案文が出された⁽²⁰²⁾。

家康は、9月24日付で、黒田長政に対して、早々に(毛利輝元から大坂城西の丸を受け取る交渉が)はかどっている状況について了承し、(大坂城)西の丸へ福島正則が移ることを了承した⁽²⁰³⁾。秀忠は、9月25日付で、福島正則・黒田長政・藤堂高虎・浅野幸長・池田輝政に対して、貴札を披見し、

大坂城を受け取ったことを了承した⁽²⁰⁴⁾。よって、9月25日に、この5人の豊臣系諸将が大坂城西の丸を受け取ったことがわかる。大坂城西の丸を徳川系部将が受け取ったのではなく、豊臣系諸将を受け取ったことは、大坂城が依然として豊臣公儀の城であったことを示している。つまり、この時点（大坂城西の丸受け取りの時点）で大坂城が徳川の城になったのではない点に注意する必要がある。

9月25日の動向としては、9月25日付で家康が黒田長政に対して、また、池田輝政・浅野幸長に対して、大坂城を受け取るようにそれぞれ指示を出したほか⁽²⁰⁵⁾、9月25日付で福島正則・黒田長政・藤堂高虎・浅野幸長・池田輝政が連署して、毛利輝元に対して出した起請文の前書において、①井伊直政・本多忠勝の誓紙には少しも偽りがない、②毛利輝元に対して、家康は少しも疎略（な扱い）はしないはずである、と記している⁽²⁰⁶⁾。これは、大坂城西の丸を毛利輝元から受け取るにあたって、受け取ったこの5人の豊臣系諸将が輝元の身上・身命について保証する意味で出したものであろう。

上述のように、その翌々日である9月27日に、家康と秀忠は共に大坂城へ入城した。家康が慶長5年10月10日付で、毛利輝元・毛利秀就に対して出した起請文の前書において、周防・長門両国を与えることと、毛利輝元・同秀就父子の身命に異儀がないことが記されていた⁽²⁰⁷⁾。このことにより、上述したように、大坂城西の丸を輝元から受け取る時に出された、輝元の領国（出雲・隠岐・石見・備後・安芸・周防・長門など7ヶ国120万5000石）を安堵するという条件は、あっさりと反古にされ、輝元の領国は周防・長門の2ヶ国に減封されたのである。

なお、毛利輝元への減封処分への経緯に関連して、10月2日付吉川広家宛黒田長政起請文⁽²⁰⁸⁾、慶長5年10月3日付福島正則・黒田長政宛吉川広家起請文⁽²⁰⁹⁾の存在があり、それぞれの起請文の前書において、前者では、中国地方で吉川広家に対して1～2ヶ国を与えることを黒田長政が伝え、後者では、そうしたことは吉川広家の本意ではないので、毛利輝元と同罰を与えてほしい、と吉川広家が伝えている。この史料について、光成準治氏は史料批判を加え、10月3日付吉川広家宛黒田長政書状も含めて、この3通の文書は『大日本古文書』に収録されていない（つまり、原本が吉川家に伝来していない）ことや、慶長5年10月3日付福島正則・黒田長政宛吉川広家起請文は受領したはずの黒田家に伝来していないことを理由として、偽文書の可能性を指摘している⁽²¹⁰⁾。

偽文書であるかどうかという点については、今後十分な検証をしていく必要があるが、上述した10月2日付吉川広家宛黒田長政起請文の前書において、毛利輝元の御身上のことについて福島正則と相談した、と記していることは疑義が指摘できる箇所である。というのは、黒田長政は福島正則と連署して9月晦日付で、吉川広家・福原広俊・渡辺長・宍戸元統に対して、今朝（9月晦日）、毛利輝元の御身上のことについて家康へ申し上げたところ、いよいよ済んだ、と報じている⁽²¹¹⁾。よって、10月2日の時点で、毛利輝元の御身上のことについて黒田長政が福島正則と相談した、としていることは明らかに矛盾する箇所であり、こうした内容の時間的整合性についても今後検証する必要があるだろう。

おわりに

慶長 5 年 6 月～同年 9 月における家康の軍事行動を分析することは、関ヶ原の戦いとは何だったのか（同戦いに至る経緯も含めて）ということについて考えるうえで重要である。

最初に家康がおこした軍事的行動は上杉討伐の発動であった。家康が上杉景勝に対して強引にいがかりをつけて上杉討伐を発動した理由は、当時、豊臣政権内では家康自身には諸大名を戦争に動員する軍事指揮権は付与されていなかったため、上杉討伐は、実質的には家康の政治的意図が露骨に発露した私戦であったが、公戦に偽装（擬制）して諸大名を家康のもとに動員する名目を確保し、諸大名を戦争（上杉討伐）に動員することが主目的であった。換言すれば、徳川家家臣以外の諸大名を家康の自軍として編成することが目的であった、と言えよう。

ところが、豊臣の公戦の形に偽装し、家康が強引に諸大名を引き連れて上杉討伐を発動したものの、家康による公戦という位置付けは、7月17日に大坂三奉行が出した「内府ちかひの条々」により明確に（公式に）否定された。

上杉討伐のために家康が出馬する日付（つまり、上杉討伐の開戦予定日）は7月21日と決定していたから、三奉行としては、この日（＝開戦予定日である7月21日）までに「内府ちかひの条々」を出す必要があった。なぜなら、この日までに家康の公儀性の剥奪を宣言して、家康による上杉討伐が公戦でないことを天下に明示しないといけなかった。仮に家康が公戦としての上杉討伐を始めたら、公戦が実際に発動されたことになってしまい、上杉討伐は公戦ではないとして家康を非難しても意味がなくなるからであった。

これまでの通説的理解では、家康が関ヶ原の戦いに勝利することを自明の前提として説明がなされてきた感があり、家康には終始一方的に政治的正統性があるかのように説かれてきた。

しかし、7月17日に三奉行（長束正家・増田長盛・前田玄以）が連署して、家康の上杉討伐は秀吉（⁽⁷⁷⁾「大閣様」）の置目に背いており、秀頼様を見捨てて出馬した⁽²¹²⁾と家康を厳しく弾劾した書状を、「内府ちかひの条々」⁽²¹³⁾とともに諸大名へ出したことは、家康に大きな政治的ダメージを与えた。

このことにより、家康は公儀から排除され、上杉討伐の政治的正統性も剥奪されて上杉討伐は中止に追い込まれた。同時に大坂では、毛利輝元が大坂城西の丸に入城して、石田・毛利連合政権が樹立されて、西国（九州・四国・中国地方）の諸大名の大規模な動員に成功していた。

家康が公儀から排除され、秀頼への反逆者（家康が秀頼を見捨てて出馬したということは、秀頼への反逆者になったことを意味する）と見なされたことは、家康が軍事指揮権を剥奪（封殺）されたことを意味していた。このため、上杉討伐の中止だけにとどまらず、家康はその後も諸大名を動員して軍事指揮権を発動することができなくなってしまった。8月の家康の状況を見ると、戦いの最中、約1ヶ月間も軍事行動を停止させるという異常な状態が続いたが、家康が軍事指揮権を剥奪（封殺）されていたと考えれば、こうした状況も整合的に理解できるのである。

8月中の家康の状況については、8月18日付で来次氏秀（上杉景勝の家臣）が下次右衛門に対し

て、①8月朔日に伏見城が落城して、(秀頼が)「京都御仕置」を残るところなく仰せ付けられている、②家康へ「一味だて」にて、この度(家康側に)参陣した方々も上方(※この文の途中に、文字の磨滅・虫食いなどによって判読できない箇所がある)様子を聞いて、皆々が逃げ上っている(＝西上している、という意味か?)、と報じた⁽²¹⁴⁾。

この内容からは、家康の留守将が守っていた伏見城を落城させて政権基盤が磐石になった石田・毛利連合政権とは対照的に、家康に味方して参陣した諸将は、こうした上方の状況を聞いて(家康を見捨てて)逃げていることがわかる。この記載内容は8月中旬における家康の苦境を如実にあらわした内容であると思われる。

一方、石田・毛利連合政権が成立して公儀として機能していたことは、徳川サイドでも認めていた。8月24日付で榊原康政は遠藤慶隆に対して、この度の「別心之衆」(石田三成などを指す)は、始終「天下之仕置」をすることができるだろうか、と述べている⁽²¹⁵⁾。この記載は、家康の重臣である榊原康政が、8月下旬の時点で石田・毛利連合政権が上方で「天下之仕置」をしていることを認めた内容になっている。このことは、逆に言えば、家康がこの時点で公儀から排除されていたことを、家康サイドとして、自ら認めていたことにもなる。

8月22日の木曾川渡河作戦と同月23日の岐阜城攻城戦において、家康は井伊直政と本多忠勝を軍監として現地に遣わしたものの、同月22日の井伊直政と本多忠勝からの注進状を見て、家康は諸将に対して、「其許」では、どのようにでも各自(の諸将)が相談して、^{おぼと}落度のないように「御行」(＝軍事行動)をすることが肝要である、と記した書状を出している⁽²¹⁶⁾。これは、そちらで相談して軍事行動をおこせ、と言っているだけであり、福島正則など現場(岐阜城攻城戦)の諸将へ戦いについて丸投げしている状況であって、まるで他人事のように見え、とても家康が全軍を軍事指揮するという感じではない。この点も上述したように、家康の軍事指揮権の喪失という視点で読み取るべきであろう。

9月1日に家康は江戸から出馬したが、その行軍風景は「御忍ひの躰」であり、旗を絞らせ、旗印も馬印も人目にたたないようにばらばらと先へ遣わした⁽²¹⁷⁾、というものであった。このような家康の異常(異様)な行軍風景は、敵を油断させるためというより、公儀から排除されていた家康には石田・毛利連合政権と戦う大義名分がなかったことに由来しており、このことも軍事指揮権の喪失と関係していたと見なすべきであろう。

こうした家康の軍事指揮権の喪失という事態は、8月中の軍事行動の停止という状態を招いたほか、関ヶ原の戦い後の大坂城西の丸の受け取りにおいてもその影響があった。上述のように、大坂城西の丸を受け取ったのは、5人の豊臣系諸将(福島正則・黒田長政・藤堂高虎・浅野幸長・池田輝政)であり、家康が直接、大坂城西の丸を受け取ったわけではなかった点には注意する必要がある。通常、戦いのあとに城を受け取るのは、戦いの勝者であった点を考慮すると、それまで毛利輝元が在城していた大坂城西の丸を5人の豊臣系諸将が受け取ったことは、関ヶ原の戦いの勝者は反石田三成の豊臣系諸将であったことを示している。

つまり、関ヶ原の戦いにおいて家康は、勝者としての位置付けからはずれるスタンスにいたことになる。このことは関ヶ原の戦いの本質を考えるうえで重要であり、当時公儀から排除されていた家康には石田・毛利連合軍と戦う大義名分が全くなかったため、家康が出陣して家康から戦端を開いた場合、家康は豊臣秀頼 (= 公儀) への反逆者ということになるので家康自ら戦端を開くことができなかった。そのため、岐阜城攻城戦では福島正則・池田輝政などの豊臣系諸将 (家康から見た場合、外様の諸将にあたる) だけで軍勢を編成させて、その豊臣系諸将に戦端を開かせ、その延長上にある関ヶ原の戦いにおいても、活躍して勝因をつくったのは福島正則や黒田長政など前線の豊臣系諸将であり、家康はそうした豊臣系諸将の活躍に便乗して勝利したにすぎなかった。

つまり、関ヶ原の戦いを豊臣家家臣団内部の権力闘争という形にして (= この点が関ヶ原の戦いの本質ということになる)、家康は最終局面で出陣すれば、家康が豊臣秀頼への反逆者という汚名を着せられることはなくなるというように家康は政治的計算をしたのであろう。そのように考えると、家康が最終局面で江戸から上述のように正体を隠すように姑息な姿で出陣してきたことや、江戸から多くの豊臣系諸将を引き連れて正々堂々と出陣して正面から戦いを挑まなかった理由がわかるのである。

このように、そもそも家康には石田・毛利連合政権 (石田・毛利連合軍) に戦いを仕掛ける大義名分は全くなかったのであって、この点について、通説では全く何の説明もなく、何の疑問もはさんでいないが、家康が当然の権利のように石田・毛利連合政権 (石田・毛利連合軍) に戦いを挑んだ、とする通説の見解は是正する必要がある。

石田・毛利連合軍と対峙した家康主導軍は、家康が核になってはいたが、家康自身の軍事指揮権は上述のように剥奪 (封殺) されていたため、関ヶ原の本戦では、その軍事力の中核を家康に味方した豊臣系諸将の戦力に頼らざるを得なかったのである。このことが、関ヶ原の本戦において家康主導軍の主力戦力が家康に味方した豊臣系諸将によって大部分構成されていたことの真の理由であった。

家康主導軍は、豊臣系諸将の戦力をすべて排除して徳川家の戦力だけで構成されたオール徳川軍というのが本来の理想の姿であったのであろうが、家康自身の軍事指揮権が剥奪 (封殺) されている状況下では、そうした軍事力の構成をとることはできず、例えそのような軍事力の構成をとることができたとしても、石田・毛利連合軍の軍事力と比較すると、徳川家臣団のみの軍事力では、石田・毛利連合軍 (反家康の軍事勢力) に対抗することは不可能であった。

なお、大坂城受け取りについては、西の丸を受け取ったのであり、本丸を受け取ったわけではなかった点には注意する必要がある。本丸には依然として豊臣秀頼が在城しており、このことは関ヶ原の戦い以後も豊臣公儀が存続していたことを示している。よって、家康が大坂城西の丸に入城したからといって、その時点で徳川家の天下支配が始まったわけではなかったことは明らかである。

8 月中の家康は、対上杉景勝、対石田・毛利連合政権、というように二正面作戦に追い込まれてしまい、動かなかったのではなく動けなかったという状況であった。そして、家康は、上述のよう

に軍事指揮権を喪失した状態にあったが、8月上旬から同月下旬において、江戸にいた家康は家康側の黒田長政と毛利輝元側の吉川広家をそれぞれのパイプ役として秘密裏に機密交渉をさせていたことが注目される⁽²¹⁸⁾

この機密交渉の過程で、黒田長政は8月17日付で、吉川広家に対して、①毛利輝元へ「御内儀」をよくよく（吉川広家から）申し入れて、家康と御入魂になるように（吉川広家の）才覚が大切であると思う、②「御弓矢」が「此方」（＝家康方）で都合がよいようになっては、そのようなことも整いかねるので、前もって油断なく分別をすべきである、と報じた⁽²¹⁹⁾。

この中で、上記②の記載は、この時点（＝8月17日の時点）で、家康方が戦況として有利でないことを黒田長政が認めた点で重要であり、逆に家康方が戦況で有利になった場合、そうした交渉が整わない、としていることから、この機密交渉は、家康と毛利輝元の間における和睦交渉であった、と推測される。前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（565頁）の解説では、これらの経緯を、「吉川広家や黒田長政が毛利家を救解せんがため、家康に対して取った苦衷の深刻さが思ひやられる」と記しているが、この時点では実際には、家康と毛利輝元の立場は、中村孝也氏の理解とは正反対であると見なすべきである。つまり、この時点では、毛利輝元は大坂城西の丸に在城し豊臣秀頼を推戴して、石田・毛利連合政権の中心人物であったのに対して、家康は公儀から排除され軍事指揮権も喪失した状況で非常に苦しい立場にあった。よって、この時点で毛利輝元が公儀としての立場にいる以上、毛利輝元を救う必要はなく、むしろ、この時点で公儀から排除されていた家康こそが救われるべき対象であったのである。中村孝也氏の理解は、従来の通説のように8月において家康が終始有利な立場にいたと見ることからそのように考えてしまうのであるが、本稿で指摘しているように、8月中の家康が軍事的・政治的に苦境に陥っていた点を考慮すれば、中村孝也氏の見解は修正する必要があると考えられる。

この和睦交渉により、和睦交渉期間中は毛利輝元が最前線へ出陣することを防ぐ効果もあったであろうし、家康が8月末まで江戸から出陣しなかったことは和睦交渉の推移を見極めようとしていたと考えれば整合的に理解できる。

上述のように、8月中旬には福島正則など家康方の軍勢が清須城を中心に集結して、石田三成方の軍勢に対して軍事攻勢をかけようとしていたのであるが、こうした戦いの動きと並行して、家康は前線へ出陣することなく江戸にいて、上方の毛利輝元と和睦交渉を極秘に進めていたことは、和戦両様を視野に入れて動いていたという点で、実に老獪な手法を駆使していたと見ることができる。

有馬則頼が、8月22日付で秋田実季に対して、（家康による）「上方色々御調略」の子細共がある、と報じているのは⁽²²⁰⁾、こうした家康の動きについて指すものと考えられる。

その後の和睦交渉の経過については詳しくはわからないが、8月23日の岐阜城攻城戦において福島正則など家康方の軍勢が勝利したことを受けて、家康は和睦交渉を打ち切って、戦うことに方針を転換し出陣を決定したと推測される。

関ヶ原の戦い直後の9月下旬～10月中旬における家康の政治的位置付けについては、次のよう

な指摘ができる。関ヶ原の戦いの結果、石田・毛利連合政権は消滅し、毛利輝元にかわって家康が大坂城西の丸に入ったことにより、家康が秀頼のもとで政務をとる政治状況が現出した。家康が当面取り組んだのは関ヶ原の戦いの戦後処理であったが、大坂城本丸に豊臣秀頼が在城していた点を考慮すると、豊臣公儀は依然として存続しており、家康が秀頼のもとで戦後処理の実務をおこなう形をとることになった。

秋田実季が10月13日付で、戸沢政盛に対して、家康（「内府様」）は、ひとえに秀頼様を守り立てていることを報じ、家康に「無二御奉公」をすべきことを伝えている⁽²²¹⁾。

この内容からわかるように、家康が秀頼を守り立てる形で政務をおこない、その家康に対して諸大名が無二の御奉公をすべきである、という大名の認識が10月中旬の時点であったことに注目しておきたい。

家康自身の認識としては、9月22日付で家康が前田利長に対して、すぐに（大坂城を）乗り掛けて攻め崩すべきであるが、秀頼様の御座所であるので（大坂城攻撃を）遠慮した、と報じた（家康・中-740頁）ことが参考になる。大坂城攻撃をしようとしたが秀頼の御座所なので遠慮した、というのは家康の本音が出ていて興味深いと同時に、この時点で家康よりも秀頼の政治的位置（政治的地位）の方が上位であったことを明確に示している。このように、9月下旬の時点では、家康自身も秀頼の方が政治的位置が上であったことを認識していたことになる。

また、家康の侍医板坂卜斎の覚書である『慶長年中卜斎記』慶長5年9月21日条⁽²²²⁾には、「この時分まで家康公を御主とは大名衆も思わず、天下の御家老と敬うまでであった。御主は秀頼公と心得ていた。諸人下々まで（家康のことを）御家老と心得て御主とは思わなかった。」と記されている。家康の側近（侍医）である板坂卜斎がこうした内容を記していることは重要であり、9月下旬の時点において、天下の主は豊臣秀頼であって、家康は（秀頼を補佐する）天下の家老という認識しか諸大名以下は持っていなかったことになる。

家康発給書状や関係諸将の発給書状において、関ヶ原の戦いの前と後でキーワードとなる文言の変化を見ると次のようになる。

【「奉公」と「忠節」】

関ヶ原の戦い以前において、「奉公」という文言が使用されている事例では「奉公」の対象は豊臣秀頼であって家康ではない（8月18日付下次右衛門宛来次氏秀書状⁽²²³⁾など）。しかし、関ヶ原の戦い以後は、管見の限り1例のみであるが、「奉公」の対象を家康とする事例が出てくる（10月13日付戸沢政盛宛秋田実季書状⁽²²⁴⁾）。

関ヶ原の戦い以前においては、家康への「忠節」という事例が多く見られるが（慶長5年7月27日付真田信幸宛家康書状⁽²²⁵⁾など）、これは家康への「奉公」という文言が使用できないため、「忠節」という文言を使用したと考えられる。

【「別心」と「謀反」】

石田三成など反家康方を指す文言として、関ヶ原の戦い以前において、徳川サイドでは「別心」

という文言が多く使用された（7月27日付秋田実季宛榊原康政書状⁽²²⁶⁾など）。この場合、家康への「謀反」という文言が使われていない点は注意すべきであり、「謀反（謀叛）」という文言は、関ヶ原の戦い後、使用されるようになるが、管見の限りでは1例のみにとどまる（10月13日付柴田勝全宛榊原康政書状⁽²²⁷⁾）。

【「天下平均」、「天下一篇」】

関ヶ原の戦い以後になって、徳川サイドでは「天下平均」（が済み）という文言（10月8日付堀親良宛徳川秀忠書状⁽²²⁸⁾など）や「天下一篇」（を家康が申し付けた）という文言（10月5日付黒田如水宛井伊直政書状⁽²²⁹⁾）を使用し始めた。

このように、関ヶ原の戦い以前、諸大名にとって家康は「忠節」の対象ではあっても「奉公」の対象ではなく、「奉公」の対象は豊臣秀頼であったことから、天下の主権者（＝公儀の主権者）は豊臣秀頼であって、家康は公儀を体現する政治的位置付けではなかったことがわかる。よって、関ヶ原の戦い以前において、豊臣秀頼と諸大名との間に封建的主従関係（「御恩」と「奉公」の関係）は成立していたが、家康と諸大名の間には、関ヶ原の戦い以前は封建的主従関係は成立していなかったことになる（「奉公」ではなく、「忠節」という文言の表記にとどまった）。こうした家康の立場を考慮すれば、反家康の軍事行動が、家康への「謀反」とは認められず、「別心」という表現にとどまったことは当然であった。

公儀から排除されていた家康にとって⁽²³⁰⁾、関ヶ原の戦いは全く大義名分のない戦いであり、関ヶ原の戦い以前は、家康発給書状を含めて徳川サイドの関係書状に「天下平均」という文言は一切出てこないので、「天下平均」などという美しいスローガンは徳川サイドでは一切かけられなかったことがわかる。しかし、関ヶ原の戦いの勝利したことにより、公儀としての石田・毛利連合政権が消滅した結果、家康にとって大義名分のない戦いであった関ヶ原の戦いは、「天下平均」の戦いにすりかえられたのである。このように、家康にとってもともと大義名分がなかった関ヶ原の戦いを、戦後すぐに「天下平均」の戦いとして牽強付会して、家康にとっていかにも正義の戦いであったかのように糊塗したことが、その後長く続く徳川の天下支配のイデオロギーを正当化する端緒になった、と見なすことができる。

そして、その後、徳川の支配体制が長く続く中で、徳川史観が形成されて関ヶ原の戦いを神君家康にとっての聖戦としてバイアスをかけて誇張・演出していったのである。その過程で、関ヶ原の戦い以前に石田三成など反家康の挙兵を「謀反」とする当時の一次史料（関ヶ原の戦い以前における徳川方の関係書状）は存在しないにもかかわらず、江戸時代に入って時代が降ると石田三成などを歴史事実と反して謀反人に仕立て上げていったと考えられる。

本来、関ヶ原の戦いは、石田・毛利連合政権として公儀を形成していた石田三成の方に大義名分があったのであるが、石田三成を謀反人（悪人）として演出することが徳川の天下支配イデオロギーを形成するうえで必要になり、いかにも家康に正統性があったかのように偽装したことにより、歴史事実とは倒錯した歴史観（＝徳川史観）が形成され流布されていった。

このことは、歴史事実と支配体制側が形成した歴史観との乖離・逆転という意味で多くの問題点を提起しており、通説を盲信せずに、歴史事実を冷静かつ精緻に検証することが必要であることを示すものであると言えよう。

その意味では、現在の通説において、関ヶ原の戦いが、東軍（家康方の軍勢）対西軍（石田・毛利方の軍勢）として、あたかも同格の軍集団が戦ったかのように説いている点にも大きな問題（誤解）があり、石田・毛利方の公儀軍対公儀から排除された家康方の軍勢（戦う大義名分がない家康方の軍勢）という対立の構図で理解すべきなのである。こうした関ヶ原の戦いに関する歴史事実の検証作業は、今後も具体的に進めて行く必要が進めるが、今後のさらなる考察については他日を期したい。

[註]

- (1) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（日本学術振興会、1958年）。
- (2) 拙著『新「関ヶ原合戦」論』（新人物往来社、2011年）。
- (3) 『愛知県史』資料編13、織豊3（愛知県史編さん委員会編集、愛知県発行、2011年）。慶長5年条として関ヶ原の戦いに関する多くの史料が収録されているほか、特集として「関ヶ原の戦いと尾張・三河」として、その関係史料と解説も収録されている。
- (4) 笠谷和比古『関ヶ原合戦－家康の戦略と幕藩体制－』（講談社、1994年）。
- (5) 笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』（思文閣出版、2000年）。
- (6) 小和田哲男『関ヶ原から大坂の陣へ』（新人物往来社、1999年）。
- (7) 光成準治『関ヶ原前夜－西軍大名たちの戦い－』（日本放送出版協会、2009年）。
- (8) 下村信博「松平忠吉と関ヶ原の戦い」（『名古屋 市博物館研究紀要』3巻、名古屋 市博物館 2011年）。
- (9) 本間宏「慶長五年「白河決戦」論の誤謬」（『福島史学研究』89号、福島県史学会、2011年）。
- (10) 『直江兼統と関ヶ原－慶長5年の真相をさぐる－』（財団法人福島県文化振興事業団、2011年）。高橋明氏の近年の研究業績としては、高橋明「会津若松城主上杉景勝の戦い・乾－奥羽越における関ヶ原支戦の顛末－」（『福大史学』80号、福島大学史学会、2009年）、同「会津若松城主上杉景勝の戦い・坤－奥羽越における関ヶ原支戦の顛末－」（『福大史学』81号、福島大学史学会、2011年）がある。
- (11) 相田文三「徳川家康の居所と行動（天正10年6月以降）」（藤井譲治編『織豊期主要人物居所集成』、思文閣出版、2011年、117～118頁）。
- (12) 「（慶長5年）5月26日付金森可重宛徳川秀忠書状」（岐阜4-948頁）。
- (13) 「（慶長5年）6月2日付本多康重宛徳川家康書状」（家康・中-494頁）。「（慶長5年）6月1日（2日カ）付松平家信宛徳川家康書状」（家康・中-495頁）。「（慶長5年）6月2日付小笠原広勝宛徳川家康書状」（家康・中-495頁）。
- (14) 例えば、家康家臣の松平康重（武蔵騎西城主）は上杉討伐のため7月に騎西を出陣した（『石川正西問見集』

（埼玉県史料集第1集）、埼玉県立図書館編集・発行、1968年、82頁）。

- (15) 「（慶長5年）6月5日付本学坊苑藤堂高虎書状」（三重-889頁）。
- (16) 「（慶長5年）6月10日付春日元忠宛来次氏秀書状」（愛知県-892号、山形・上-409～410頁）。
- (17) 「（慶長5年）6月13日付田島道閑・大塚権右衛門・今井少右衛門宛金森長近書状」（岐阜・補遺-228～229頁）。
- (18) 「（慶長5年）6月14日付溝口秀勝宛徳川家康書状」（家康・中-496頁）。「（慶長5年）6月14日付村上義明宛徳川家康書状」（家康・中-497頁）。
- (19) 「（慶長5年）6月15日付兼松正吉宛増田長盛・長東正家・前田玄以連署状」（愛知県-893号）。
- (20) 「（慶長5年）6月15日付伊丹甚大夫宛増田長盛・長東正家・前田玄以連署状」（愛知県-894号）。
- (21) 「（慶長5年）6月29日付祖式長好・宗源右宛吉川広家書状」（吉川・別-624号）。
- (22) 「（慶長5年）6月25日付兼松正吉宛増田長盛・長東正家・前田玄以連署状」（愛知県-900号）。
- (23) 前掲註(22)に同じ。
- (24) 前掲・相田文三「徳川家康の居所と行動（天正10年6月以降）」（前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』、118頁）は、「当代記」の記載をもとに家康の江戸到着を7月2日とするが、一次史料（「（慶長5年）7月朔日付田中吉次宛石川康通書状」、愛知県-904号）では7月1日に家康が江戸に着いたことが確認できるので、この点は訂正が必要であろう。
- (25) 「（慶長5年）7月朔日付田中吉次宛石川康通書状」（愛知県-904号）。
- (26) 「（慶長5年）7月1日付田中吉次宛西尾光教書状」（愛知県-905号）。
- (27) 「慶長5年7月7日付徳川家康陣中法度」（家康・中-501頁、岐阜4-1130～1131頁）。
- (28) 『新訂寛政重修諸家譜』第5（統群書類従完成会、1964年、34頁）。『新訂寛政重修諸家譜』第3（統群書類従完成会、1964年、307頁）。
- (29) 「（慶長5年）7月7日付中川忠重・津金胤久連署条書」（家康・中-504頁）。
- (30) 「（慶長5年）7月7日付最上義光宛徳川家康書状」（家康・中-505頁）。
- (31) 「（慶長5年）7月7日付秋田実季宛徳川家康書状」（家康・中-506頁）。「（慶長5年）7月7日付戸沢政盛宛徳川家康書状」（家康・中-506頁）。「（慶長5年）7月7日付小野寺義道宛徳川家康書状」（山形下-583頁）。
- (32) 「（慶長5年）7月7日付仁賀保挙誠・小介川（赤尾津）孫次郎宛徳川家康書状」（家康・中-507頁）。
- (33) 『新訂寛政重修諸家譜』第4（統群書類従完成会、1964年、269頁）。
- (34) 「（慶長5年）7月7日付屋代秀正宛徳川家康書状」（家康・中-508頁）。
- (35) 「（慶長5年）7月7日付青山宗勝宛徳川家康書状」（家康・中-509頁）。
- (36) 「（慶長5年）7月15日付山内一豊宛徳川家康書状」（山内史-315頁）。なお、家康・中-511頁では、この家康書状を『南路志』から引用して7月10日付として載せているが、史料の信憑性では山内史-315頁の方が高いと考えられる。
- (37) 「（慶長5年）7月10日付祖式長好宛吉川広家書状」（吉川・別-625号）。

- (38) 「(慶長5年)6月23日付多賀谷三經宛結城秀康書状」(家康・新修2-374頁)。
- (39) 「(慶長5年)7月7日付村上頼勝(義明)宛徳川秀忠書状」(財団法人下郷共済会蔵文書)。この徳川秀忠書状(写)は、財団法人下郷共済会蔵のいわゆる直江状〔(慶長5年)4月14日付西笑承兌宛直江兼統書状(写)〕の前の部分に朱書きされたものである。
- (40) 「(慶長5年)7月13日付榑原康政・本多正信・永井直勝宛益田元祥・熊谷元直・完^(マツ)(宍カ)戸元次連署状」(吉川2-911号)。
- (41) 「(慶長5年)7月14日付榑原康政宛吉川広家書状」(家康・中-567頁、吉川2-912号)。
- (42) 近藤瓶城編『改定史籍集覧』第26冊(近藤活版所、1902年発行、臨川書店、1984年復刻)。「慶長年中ト斎記」の著者である板坂ト斎についての考察としては、小和田哲男「関ヶ原の記録者板坂ト斎」(『静岡学園短期大学研究報告』10号、1997年)がある。同論文において、小和田氏は、「ト斎が書いた覚書には特に書名がつけられていなかったと思われる。もし、書名がはじめからつけられていれば、その書名でよばれていたはずである。書名がいくつも伝えられているということは、ト斎自身は書名をつけていなかったであろう。」と指摘したうえで、「慶長年中板坂ト斎覚書」、「慶長記」など「慶長年中ト斎記」の異名を列挙して紹介している。
- (43) 前掲『改定史籍集覧』第26冊(48頁)。「慶長記」(「慶長年中ト斎記」の異名)では、(7月)12日付・13日付・14日付の書状が7月20日に家康のもとにもたらされた、としている(小野信二校注『家康史料集』〈戦国資料叢書6〉、人物往来社、1965年、454頁)。
- (44) 「(慶長5年)7月12日付永井直勝盛宛増田長盛書状」(家康・中-518頁)。この増田長盛書状は写ししか伝存せず、その写しが「慶長年中ト斎記」にしか収録されていない。家康・中-518頁の「慶長年中ト斎記」所収の増田長盛書状(写)には大谷吉継が兩日滞留した、という記載があるが、前掲『改定史籍集覧』第26冊(48頁)所収の増田長盛書状(写)には、大谷吉継が兩日滞留した、という記載はない。
- (45) 「(慶長5年)7月16日付堅田元慶宛蜂須賀家政書状」(毛利3-1019号)。
- (46) 「(慶長5年)7月18日付明行坊・経開坊宛稲葉通孝書状」(岐阜1-851頁)。
- (47) 「(慶長5年)7月19日付福島正則宛徳川家康書状」(福島系-13頁)。
- (48) 「(慶長5年)8月29日付寒^(マツ)河江(寒河江良光カ)宛城信茂書状」(愛知県-1003号)。
- (49) 「(慶長5年)7月24日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中-524~525頁)。
- (50) 後掲註(63)を参照。
- (51) 前掲『石川正西聞見集』。
- (52) 前掲『石川正西聞見集』(82頁)。
- (53) 「(慶長5年)7月16日付金森可重宛徳川秀忠書状」(岐阜4-949頁)。
- (54) 「(慶長5年)7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状」(家康・中-519頁)。
- (55) 「(慶長5年)7月22日付森忠政宛徳川家康書状」(家康・中-521頁)。
- (56) 「(慶長5年)7月22日付瀧川雄利宛徳川秀忠書状」(家康・中-526頁)。
- (57) 「(慶長5年)7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状」(家康・中-519頁)。

- (58) 「(慶長5年) 7月23日付最上義光宛徳川家康書状」(家康・中-522頁)。
- (59) 「(慶長5年) 7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」(家康・中-535頁、愛知県-913号)。
- (60) 「(慶長5年) 7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状」(家康・中-523頁)。
- (61) 前掲『改定史籍集覧』第26冊(51頁)。
- (62) 「(慶長5年) 7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」(家康・中-537頁)。
- (63) 拙稿「フィクションとしての小山評定-家康神話創出の一事例-」(『別府大学大学院紀要』14号、別府大学大学院文学研究科、2012年)。なお、小山評定とは直接の関係はないが、7月下旬の家康の動向に関連して、徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』第2輯(財団法人徳川黎明会、2006年、380頁)では、「7月25日付長東正家宛徳川家康書状」(内容は、この度、上洛する総勢に対する扶持の兵糧支給依頼であり、その概数は8万〔石〕であり水口〔近江国〕で渡すように指示したもの)を慶長5年に年次比定している。しかし、7月25日の時点では、すでに三奉行(長東正家・増田長盛・前田玄以)が家康を弾劾した「内府ちかひの条々」を出していたので、そうした状況下で家康が三奉行の一人である長東正家に兵糧の支給を命じるというのは考えられないので、この「7月25日付長東正家宛徳川家康書状」の年次比定、及び、内容解釈については再検討の必要があろう。
- (64) 「(慶長5年) 7月26日付堀秀治宛徳川家康書状」(家康・中-531頁)。
- (65) 「(慶長5年) 7月26日付小出吉政宛徳川家康書状」(家康・中-534頁)。
- (66) 「(慶長5年) 7月26日付上田重安宛徳川家康書状」(家康・新修2-384頁)。
- (67) 「(慶長5年) 7月27日付氏家正元・寺西信乗宛徳川家康書状」(家康・中-536頁)。「(慶長5年) 7月28日付織田信雄々宛徳川家康書状」(家康・新修2-385頁)。「(慶長5年) 8月朔日付脇坂安元宛徳川家康書状」(家康・中-546頁)。「(慶長5年) 8月2日付森忠政宛徳川家康書状」(家康・中-548頁)。「(慶長5年) 8月3日付加藤貞泰宛徳川家康書状」(家康・中-549頁)。
- (68) 「(慶長5年) 7月23日付最上義光宛徳川家康書状」(家康・中-522頁)。
- (69) 「(慶長5年) 7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」(家康・中-537頁)。
- (70) 「(慶長5年) 7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」(家康・中-535頁、愛知県-913号)。
- (71) 「(慶長5年) 7月29日付黒田長政宛徳川家康書状」(家康・中-538頁、黒田-4号)。
- (72) 「(慶長5年) 7月29日付田中吉政宛徳川家康書状」(家康・中-539頁)。
- (73) 「(慶長5年) 8月2日付(伊達政宗宛) 徳川家康書状」(家康・中-548頁、愛知県-918号)。
- (74) 前掲『石川正西聞見集』(82～83頁)。
- (75) 「(慶長5年) 8月4日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中-552頁、愛知県-924号、福島系-13頁)。
- (76) 「(慶長5年) 8月5日付真田昌幸・真田信之・真田信繁宛石田三成書状」(愛知県-927号)には、福島正則に対しては、ただ今「御理半」(=説得中)と記されている。翌日の8月6日の時点で石田三成は佐和山城に在城していたことが明らかなので(「(慶長5年) 8月6日付真田昌幸宛石田三成書状」、愛知県-931号)、8月5日の時点で福島正則は石田三成からの使者と接触できるくらい近い距離にいたことがわかるので、このことは8月4日の時点で福島正則が清須城に在城していた傍証になると考えられる。

- (77) 「(慶長5年) 8月朔日付田中吉政宛徳川家康書状」(家康・新修2-388頁、愛知県-917号)。
- (78) よって、前掲・徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』第2輯(390頁)の解説において、8月7日頃に福島正則と徳永寿昌は遠江か三河辺りを進撃中であつたと思われる、としているのは想定として日付的に遅すぎる感があり、再検討が必要であろう。
- (79) 「(慶長5年) 7月29日付黒田長政宛徳川家康書状」(家康・中-538頁)。
- (80) 「(慶長5年) 7月29日付田中吉政宛徳川家康書状」(家康・中-539頁)。
- (81) 「(慶長5年) 7月晦日付藤堂高虎宛徳川家康書状」(家康・中-544頁)。
- (82) 「(慶長5年) 8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状」(家康・中-558頁、愛知県-926号)。
- (83) 「(慶長5年) 8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」(家康・中-561~562頁)。
- (84) 「(慶長5年) 8月25日付井伊直政・本多忠勝・石川康通宛徳川家康書状」(家康・拾遺-135頁)。「(慶長5年) 8月26日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中-630頁)。「(慶長5年) 8月26日付池田輝政宛徳川家康書状」(家康・中-631頁)。「(慶長5年) 8月28日付浅野幸長宛徳川家康書状」(家康・中-639頁)。これらの書状の記載内容による。
- (85) 「(慶長5年) 8月11日付田中吉次宛加藤嘉明書状」(愛知県-940号)。
- (86) 「(慶長5年) 8月13日付山内一豊宛大久保忠常書状」(山内史-336頁)。
- (87) 「(慶長5年) 8月13日付二宮社人中宛津田長武書状」(愛知県-943号)。
- (88) 前掲・拙著『新「関ヶ原合戦」論』の表2(158~160頁)参照。
- (89) 「(慶長5年) 8月8日付黒田長政宛本多正純書状」(家康・中-566頁、黒田-29号、愛知県-935号)。
- (90) 「(慶長5年) 8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状」(家康・中-558頁、愛知県-926号)。
- (91) 「(慶長5年) 8月10日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状」(家康・新修2-389頁、愛知県-937号)。
- (92) 「(慶長5年) 8月10日付佐竹義宣宛石田三成書状」(愛知県-939号)。
- (93) 「(慶長5年) 8月13日付尾州飛保曼陀羅寺宛石田三成禁制」(愛知県-942号)。
- (94) 「(慶長5年) 8月10日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」(愛知県-938号)。よって、中野等「石田三成の居所と行動」(前掲『織豊期主要人物居所集成』、306頁)において、石田三成が8月11日に大垣城に入った、としている点は訂正が必要であると思われる。
- (95) 「(慶長5年) 8月4日付今田経忠宛吉川広家書状」(吉川・別-631号)。
- (96) 「(慶長5年) 8月5日付真田昌幸・真田信之・真田信繁宛石田三成書状」(愛知県-927号)。
- (97) 「(慶長5年) 8月10日付佐竹義宣宛石田三成書状」(愛知県-939号)。
- (98) 「(慶長5年) 8月10日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」(愛知県-938号)。
- (99) 「(慶長5年) 8月13日付尾州飛保曼陀羅寺宛石田三成禁制」(愛知県-942号)。
- (100) 「(慶長5年) 8月19日付島津忠恒宛島津義弘書状」(愛知県-960号)。「(慶長5年) 8月20日付本田正親宛島津義弘書状」(愛知県-962号)。
- (101) 「(慶長5年) 8月19日付戸川達安宛明石守重書状」(愛知県-958号)。
- (102) 「(慶長5年) 8月19日付戸川達安宛明石守重書状」(愛知県-958号)。

- (103) 「(慶長5年) 8月20日付本田正親宛島津義弘書状」(愛知県-962号)。
- (104) 「(慶長5年) 8月20日付本田正親宛島津義弘書状」(愛知県-962号)。
- (105) 「慶長5年8月27日付はやしむら宛石田三成・小西行長・島津義弘・宇喜多秀家連署禁制」(岐阜1-562頁)。
- (106) 「(慶長5年) 8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状」(家康・中-558頁、愛知県-926号)。
- (107) 「(慶長5年) 8月8日付黒田長政宛本多正純書状」(家康・中-566頁、黒田-29号、愛知県-935号)。
- (108) 「(慶長5年) 8月12日付井伊直政・本多忠勝宛徳川家康書状」(家康・中-570頁、愛知県-941号)。
- (109) 「(慶長5年) 8月18日付(明石守重)宛戸川達安書状」(愛知県-957号)。
- (110) 「(慶長5年) 8月19日付井伊直政・本多忠勝宛黒田長政・徳永寿昌・奥平貞治連署状」(愛知県-959号)。
- (111) 「(慶長5年) 8月13日付中川秀成宛黒田如水書状」(中川-92号)。
- (112) 「(慶長5年) 8月16日付西尾光教宛徳川家康書状」(家康・中-585頁、愛知県-956号)。
- (113) 「(慶長5年) 8月16日付細川忠興・黒田長政・藤堂高虎宛徳川家康書状」(家康・拾遺-132頁)。
- (114) 「(慶長5年) 8月18日付(明石守重)宛戸川達安書状」(愛知県-957号)。「(慶長5年) 8月19日付戸川達安宛明石守重書状」(愛知県-958号)。
- (115) 「(慶長5年) 8月18日付(明石守重)宛戸川達安書状」(愛知県-957号)。
- (116) 「(慶長5年) 8月22日付秋田実季宛榊原康政書状」(家康・中-596頁、愛知県-968号)。
- (117) 「(慶長5年) 8月20日付本田正親宛島津義弘書状」(愛知県-962号)。
- (118) 「(慶長5年) 8月22日付本多正信・西尾吉次・村越直吉宛井伊直政書状」(家康・中-623頁、愛知県-971号)。
- (119) 「(慶長5年) 8月19日付戸川達安宛明石守重書状」(愛知県-958号)。
- (120) 「(慶長5年) 8月22日付秋田実季宛佐々正孝書状」(愛知県-970号)。
- (121) 「(慶長5年) 8月19日付井伊直政・本多忠勝宛黒田長政・徳永寿昌・奥平貞治連署状」(愛知県-959号)。
- (122) 「(慶長5年) 8月22日付本多正信・西尾吉次・村越直吉宛井伊直政書状」(家康・中-623頁、愛知県-971号)。「(慶長5年) 8月29日付堀秀治宛徳川家康書状」(家康・中-650頁、愛知県-1002号)。
- (123) 「(慶長5年) 8月22日付本多正信・西尾吉次・村越直吉宛井伊直政書状」(家康・中-623頁、愛知県-971号)。
- (124) 「(慶長5年) 8月24日付結城秀康宛福島正則書状」(福島系-14頁、愛知県-984号)。
- (125) 「(慶長5年) 8月27日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中-634頁、福島系-15頁)。「(慶長5年) 8月27日付池田輝政宛徳川家康書状」(家康・中-635頁、家康・新修2-808頁)。
- (126) 「(慶長5年) 8月24日付浅野長政宛福島正則書状」(愛知県-983号、浅野-114号)。
- (127) 「(慶長5年) 8月18日付(明石守重)宛戸川達安書状」(愛知県-957号)。石川康通と松平家清は清須城の番手を勤めた(表3参照)。
- (128) 「(慶長5年) 8月19日付井伊直政・本多忠勝宛黒田長政・徳永寿昌・奥平貞治連署状」(愛知県-959号)では、奥平貞治は清須城に在城していた黒田長政・徳永寿昌と共に連署しているので、奥平貞治は、この時点(8月19日)では清須城に在城していたと考えられる。

- (129) 「(慶長 5 年) 8 月 25 日付井伊直政・本多忠勝・石川康通宛徳川家康書状」(家康・拾遺 - 135 頁、愛知県 - 986 号)。
- (130) 「(慶長 5 年) 8 月 29 日付寒河江^(下 下)(寒河江良光カ)宛城信茂書状」(愛知県 - 1003 号)。
- (131) 「(慶長 5 年) 8 月 25 日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中 - 626 頁、福島系 - 15 頁、愛知県 - 985 号)。
「(慶長 5 年) 8 月 25 日付福島正則・池田輝政・浅野幸長・黒田長政・加藤嘉明・細川忠興宛徳川家康書状」(家康・中 - 627 頁、愛知県 - 987 号、岐阜 4 - 929 頁)。「(慶長 5 年) 8 月 25 日付藤堂高虎・本多俊政・生駒一正・桑山元晴宛徳川家康書状」(家康・中 - 628 頁、愛知県 - 989 号、三重 - 824 頁)。「(慶長 5 年) 8 月 25 日付田中吉政・一柳直盛・西尾光教・徳永寿昌・池田長吉宛徳川家康書状」(家康・中 - 629 頁、愛知県 - 988 号)。「(慶長 5 年) 8 月 25 日付堀尾忠氏・山内一豊・有馬豊氏・松下重綱宛徳川家康書状」(家康・中 - 629 ~ 630 頁、山内史 - 367 頁、愛知県 - 990 号)。
- (132) 「(慶長 5 年) 8 月 25 日付井伊直政・本多忠勝・石川康通宛徳川家康書状」(家康・拾遺 - 135 頁、愛知県 - 986 号)。
- (133) 「(慶長 5 年) 8 月 26 日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中 - 630 頁、福島系 - 15 頁、愛知県 - 994 号)。「(慶長 5 年) 8 月 26 日付池田輝政宛徳川家康書状」(家康・中 - 631 頁、愛知県 - 993 号)。「(慶長 5 年) 8 月 26 日付堀尾忠氏・池田長吉・一柳直盛・山内一豊・有馬豊氏・松下重綱・浅野幸長宛徳川家康書状」(家康・中 - 632 頁、山内史 - 369 頁、愛知県 - 995 号)。「(慶長 5 年) 8 月 26 日付井伊直政・本多忠勝宛徳川家康書状」(愛知県 - 996 号)。
- (134) 「(慶長 5 年) 8 月 27 日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中 - 634 頁、福島系 - 15 頁)。「(慶長 5 年) 8 月 27 日付池田輝政宛徳川家康書状」(家康・中 - 635 頁、家康・新修 2 - 808 頁)。「(慶長 5 年) 8 月 27 日付藤堂高虎・黒田長政・田中吉政・神保相茂・秋山光匡・松倉重政・本多俊政・生駒一正・加藤嘉明宛徳川家康書状」(家康・中 - 636 頁、三重 - 310、824 頁)。「(慶長 5 年) 8 月 27 日付池田長吉宛徳川家康書状」(家康・中 - 637 頁、家康・新修 2 - 809 頁)。
- (135) 「(慶長 5 年) 7 月 26 日付中川秀成宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」(中川 - 89 号)。
- (136) 「(慶長 5 年) 8 月 3 日付加藤貞泰宛徳川家康書状」(家康・中 - 549 頁)。
- (137) 「(慶長 5 年) 8 月 8 日付石川貞清宛徳川家康書状」(家康・中 - 567 頁、愛知県 - 933 号)。
- (138) 「(慶長 5 年) 8 月 12 日付井伊直政・本多忠勝宛徳川家康書状」(家康・中 - 570 頁、愛知県 - 941 号)。
- (139) この日数計算は、岐阜城攻城戦の際に井伊直政・本多忠勝が家康に出した注進状が、岐阜から江戸まであしかけ 4 日~5 日かかった(「(慶長 5 年) 8 月 25 日付井伊直政・本多忠勝・石川康通宛徳川家康書状」[家康・拾遺 - 135 頁、愛知県 - 986 号]。「(慶長 5 年) 8 月 26 日付福島正則宛徳川家康書状」[家康・中 - 630 頁、福島系 - 15 頁、愛知県 - 994 号]) ことをもとに計算している。
- (140) 「(慶長 5 年) 8 月 10 日付佐竹義宣宛石田三成書状」(愛知県 - 939 号)。
- (141) 「(慶長 5 年) 8 月 19 日付井伊直政・本多忠勝宛黒田長政・徳永寿昌・奥平貞治連署状」(愛知県 - 959 号)。
- (142) 「(慶長 5 年) 8 月 22 日付秋田実季宛佐々正孝書状」(愛知県 - 970 号)。
- (143) 「(慶長 5 年) 8 月 24 日付竹中重門・加藤貞泰・関一政宛井伊直政書状」(岐阜 4 - 1126 頁)。

- (144) 「(慶長5年) 8月25日付山内一豊宛加藤光政書状」(山内史-367～368頁)。
- (145) 「(慶長5年) 8月28日付加藤貞泰・関一政・竹中重門宛井伊直政書状」(岐阜4-1125頁)。
- (146) 「(慶長5年) 8月28日付加藤貞泰宛本多忠勝書状」(岐阜4-1127頁)。
- (147) 「(慶長5年) 9月3日付加藤貞泰・竹中重門宛徳川家康書状」(家康・中-664頁、家康・新修2-810頁、愛知県-1007号)。
- (148) 「(慶長5年) 9月4日付石川貞清宛徳川家康書状」(家康・中-665頁、愛知県-1008号)。
- (149) 「(慶長5年) 9月3日付加藤貞泰・稲葉通重宛福島正則・池田輝政・本多忠勝・井伊直政連署状」(岐阜4-1127頁)。
- (150) 「(慶長5年) 9月5日付加藤貞泰宛徳川家康書状」(家康・中-667頁、愛知県-1011号)。
- (151) 「(慶長5年) 9月7日付稲葉貞通宛徳川家康書状」(家康・新修2-398頁、愛知県-1012号)。
- (152) 「(慶長5年) 7月26日付上田重安宛徳川家康書状」(家康・新修2-384頁)。「(慶長5年) 7月26日付堀秀治宛徳川家康書状」(家康・中-531頁)。「(慶長5年) 7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」(家康・中-535頁、愛知県-913号)。
- (153) 「(慶長5年) 8月28日付浅野長政宛徳川家康書状」(愛知県-1001号、岐阜4-929～930頁)。家康・中-641頁にも同じ書状が収録されているが、愛知県-1001号において「去廿二日川を越」、岐阜4-929～930頁において「去廿二日ニ川を越」としているところを、家康・中-641頁では「共^(マ)(引用者注: 去カ) 廿三日之川を越」として、木曾川を越えた日付を誤記しているので引用対象から除外した。
- (154) 「(慶長5年) 9月朔日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中-655頁、福島系-16頁)。
- (155) 「(慶長5年) 8月28日付黒田長政宛徳川秀忠書状」(家康・中-644頁、黒田-6号)。
- (156) 「(慶長5年) 8月27日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中-634頁、福島系-15頁)。「(慶長5年) 8月27日付池田輝政宛徳川家康書状」(家康・中-635頁、家康・新修2-808頁)。
- (157) 「(慶長5年) 8月27日付藤堂高虎・黒田長政・田中吉政・神保相茂・秋山光匡・松倉重政・本多俊政・生駒一正・加藤嘉明宛徳川家康書状」(家康・中-636頁、三重-310、824頁)。
- (158) 「(慶長5年) 8月26日付吉川広家宛増田長盛書状」(吉川1-725号、三重-309頁)。
- (159) 「(慶長5年) 8月27日付寺村重次・山内一吉宛山内一豊書状」(山内史-371頁、愛知県-998号)。
- (160) 「(慶長5年) 9月朔日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中-655頁、福島系-16頁)。「(慶長5年) 9月^(マ)2日(朔日カ)付池田輝政宛徳川家康書状」(家康・中-656頁)。「(慶長5年) 9月朔日付福島正則・池田輝政宛徳川家康書状」(岐阜・補遺-752頁)。「(慶長5年) 9月朔日付藤堂高虎・黒田長政・田中吉政・一柳直盛宛徳川家康書状」(家康・中-656頁、三重-825頁)。
- (161) 「(慶長5年) 9月3日付加藤貞泰・稲葉通重宛福島正則・池田輝政・本多忠勝・井伊直政連署状」(岐阜4-1127頁)。
- (162) 「(慶長5年) 9月7日付井伊直政・本多忠勝宛徳川秀忠書状」(岐阜・補遺-592頁)。
- (163) 「(慶長5年) 9月12日付増田長盛宛石田三成書状」(愛知県-1019号)。
- (164) 「(慶長5年) 9月12日付祖式長好宛吉川広家書状」(吉川・別-609号)。

- (165) 「(慶長5年) 9月朔日付福島正則・池田輝政宛徳川家康書状」(家康・中-658頁)。
- (166) 「(慶長5年) 9月朔日付堀直寄宛徳川家康書状」(家康・中-660頁)。
- (167) 「(慶長5年) 9月9日付福島高晴宛徳川家康書状」(家康・中-678頁、愛知県-1014号)。
- (168) 「(慶長5年) 9月7日付最上義光宛徳川家康書状」(家康・中-674頁)。
- (169) 「(慶長5年) 8月29日付黒河内長三宛保科正光書状」(愛知県-1004号)。
- (170) 「(慶長5年) 8月27日付寺村重次・山内一吉宛山内一豊書状」(山内史-371頁、愛知県-998号)。
- (171) 「(慶長5年) 9月12日付祖式長好宛吉川広家書状」(吉川・別-609号)。
- (172) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、1980年、141頁)。
- (173) 「(慶長5年) 9月朔日付堀直寄宛徳川家康書状」(家康・中-660頁)。
- (174) 「(慶長5年) 9月朔日付福島正則・池田輝政宛徳川家康書状」(家康・中-658頁)。
- (175) 「(慶長5年) 8月27日付寺村重次・山内一吉宛山内一豊書状」(山内史-371頁、愛知県-998号)。
- (176) 「(慶長5年) 9月3日付加藤貞泰・稲葉通重宛福島正則・池田輝政・本多忠勝・井伊直政連署状」(岐阜4-1127頁)。
- (177) 「(慶長5年) 9月3日付加藤貞泰・稲葉通重宛福島正則・池田輝政・本多忠勝・井伊直政連署状」(岐阜4-1127頁)。
- (178) 「慶長5年8月27日付はやしむら宛石田三成・小西行長・島津義弘・宇喜多秀家連署禁制」(岐阜1-562頁)。
- (179) 「慶長5年9月5日付あ(かさか) さいまん寺宛石田三成・小西行長・島津義弘・宇喜多秀家連署禁制」(岐阜1-568頁)。
- (180) 「(慶長5年) 9月9日付加納村宛石田三成・島津義弘連署禁制」(岐阜1-16頁)。
- (181) 「(慶長5年) 9月13日付土方雄久宛徳川家康書状」(家康・中-690頁)。
- (182) 「(慶長5年) 9月14日付丹羽長重宛西尾吉次・西尾利氏連署状」(家康・中-689頁、家康・新修2-811頁、岐阜4-204~205頁)。「(慶長5年) 9月17日付松平家乗宛石川康通・彦坂元正連署状」(新福岡市・中1-177~178頁)。
- (183) 「(慶長5年) 9月17日付松平家乗宛石川康通・彦坂元正連署状」(新福岡市・中1-177~178頁)。
- (184) この書状(「(慶長5年) 9月17日付松平家乗宛石川康通・彦坂元正連署状」[新福岡市・中1-177~178頁])には佐和山城が落城した日付の記載はないが、「(慶長5年) 10月8日付秋田実季宛最上義光書状」(山形・上-1004頁)によれば、佐和山城の落城は9月17日である。
- (185) 「(慶長5年) 9月晦日付留守政景他5宛伊達政宗書状」(岐阜・補遺-608頁、仙台-1081号)。「(慶長5年) 10月7日付本多正純宛池田輝政書状」(家康・新修-294頁)。
- (186) 「(慶長5年) 9月15日付伊達政宗宛徳川家康書状」(家康・中-698頁)。「(慶長5年) 9月15日付石川家成宛徳川家康書状」(岐阜4-872頁)。
- (187) 「(慶長5年) 9月15日付伊達政宗宛徳川家康書状」(家康・中-698頁)。「(慶長5年) 9月15日付石川家成宛徳川家康書状」(岐阜4-872頁)。なお、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(698頁)の解説では、家康が9月15日に佐和山まで着馬したことは「戦略的宣伝」であり、事実ではないという

意味のことを記しているが、関ヶ原－佐和山間を距離的に考えた場合、無理な行程ではないので、9月15日の佐和山着馬を否定する必要はないと思われる。

- (188) 「(慶長5年) 9月18日付福島正則・黒田長政宛徳川家康書状」(家康・中-718頁、福島系-16頁)。
- (189) 「(慶長5年) 9月21日付堀直政宛徳川家康書状」(家康・中-725頁)。
- (190) 「(慶長5年) 9月24日付浅野幸長宛徳川秀忠書状」(家康・中-751～752頁)。「(慶長5年) 9月24日付黒田長政宛徳川秀忠書状」(家康・中-752頁、黒田-12号)。
- (191) 「(慶長5年) 9月22日付石川家成・伊奈忠次・板倉勝重・本多正信宛本多正純書状」(新福岡市・中1-179頁)。
- (192) 「(慶長5年) 9月24日付浅野幸長宛徳川秀忠書状」(家康・中-751～752頁)。「(慶長5年) 9月24日付黒田長政宛徳川秀忠書状」(家康・中-752頁、黒田-12号)。
- (193) 「(慶長5年) 10月13日付柴田勝全宛榊原康政書状」(家康・新修-295頁)。
- (194) 「(慶長5年) 9月19日付竹中重門宛徳川家康書状」(家康・中-718頁)。
- (195) 「(慶長5年) 9月22日付田中吉政宛徳川家康書状」(家康・中-739頁)。
- (196) 「(慶長5年) 9月21日付堀親良宛徳川家康書状」(家康・中-726頁)。
- (197) 「(慶長5年) 9月17日付毛利輝元宛黒田長政・福島正則連署状」(家康・中-713頁、毛利3-1022号)。
- (198) 「(慶長5年) 9月26日付本多紀貞・真田信幸・堀直次宛本多正信書状」(新福岡市・中1-178頁)。
- (199) 「(慶長5年) 9月19日付福島正則・黒田長政宛毛利輝元書状」(家康・中-714頁、毛利3-1023号)。
- (200) 「慶長5年9月22日付福島正則・黒田長政宛毛利輝元起請文」(家康・中-715頁、吉川1-152号)。
- (201) 「(慶長5年) 9月22日付井伊直政・本多忠勝宛(毛利輝元)起請文前書」(家康・中-716頁、毛利3-1024号)。
家康・中-716頁には「輝元」の署名があるが、毛利3-1024号は案文であるので毛利輝元の署名はない。
「(慶長5年) 9月22日付池田輝政・井伊直政・本多忠勝宛(毛利輝元)起請文前書」(毛利3-1025号)。
毛利3-1025号は案文であるので毛利輝元の署名はない。
- (202) 「(慶長5年9月) 22日付本多正純宛某(黒田長政カ、或いは、福島正則カ)書状」(黒田-173号、新福岡市・中1-768頁)。黒田-173号の注(368頁)では、この文書の発給者について、内容から判断して黒田長政か福島正則と推定している。
- (203) 「(慶長5年) 9月24日付黒田長政宛徳川家康書状」(家康・中-751頁、黒田-10号)。
- (204) 「(慶長5年) 9月25日付福島正則・黒田長政・藤堂高虎・浅野幸長・池田輝政宛徳川秀忠書状」(家康・中-753頁)。
- (205) 「(慶長5年) 9月25日付黒田長政宛徳川家康書状」(家康・中-754頁、黒田-11号)。「(慶長5年) 9月25日付池田輝政・浅野幸長宛徳川家康書状」(家康・中-754頁)。
- (206) 「(慶長5年) 9月25日付毛利輝元宛藤堂高虎・浅野幸長・黒田長政・福島正則・池田輝政連署起請文」(家康・中-717頁、毛利3-1026号)。
- (207) 「慶長5年10月10日付毛利輝元・毛利秀就宛徳川家康起請文」(家康・中-777～778頁、吉川2-914号)。
- (208) 「(慶長5年) 10月2日付吉川広家宛黒田長政起請文」(家康・中-773頁)。

- (209)「慶長5年10月3日付福島正則・黒田長政宛吉川広家起請文」(家康・中-774~775頁)。
- (210) 前掲・光成準治『関ヶ原前夜-西軍大名たちの戦い-』(287~288頁)。
- (211)「(慶長5年)9月晦日付吉川広家・福原広俊・渡辺長⁽⁷⁷⁷⁾・鹿⁽⁷⁷⁷⁾(六カ)戸元統宛黒田長政・福島正則連署状」(家康・中-772~773頁、毛利3-1027号)。
- (212)「(慶長5年)7月17日付立花宗茂宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」(新潟市・中1-1020頁)。
- (213)「内府ちかひの条々(慶長5年7月17日付)」(新潟市・中1-1019~1020頁)。
- (214)「(慶長5年)8月18日付下次右衛門宛来次氏秀書状」(山形・上-400頁)。この来次氏秀書状の存在については、本間宏氏(財団法人福島県文化振興事業団歴史資料課)より御教示をいただいた。
- (215)「(慶長5年)8月24日付遠藤慶隆宛榊原康政書状」(家康・中-594頁)。
- (216)「(慶長5年)8月25日付福島正則宛徳川家康書状」(家康・中-626頁、福島系-15頁、愛知県-985号)。
「(慶長5年)8月25日付福島正則・池田輝政・浅野幸長・黒田長政・加藤嘉明・細川忠興宛徳川家康書状」(家康・中-627頁、愛知県-987号)。「(慶長5年)8月25日付藤堂高虎・本多俊政・生駒一正・桑山元晴宛徳川家康書状」(家康・中-628頁、愛知県-989号)。「(慶長5年)8月25日付田中吉政・一柳直盛・西尾光教・徳永寿昌・池田長吉宛徳川家康書状」(家康・中-629頁、愛知県-988号)。「(慶長5年)8月25日付堀尾忠氏・山内一豊・有馬豊氏・松下重綱宛徳川家康書状」(家康・中-629~630頁、山内史-367頁、愛知県-990号)。
- (217) 前掲『石川正西聞見集』(47頁)。
- (218)「(慶長5年)8月8日付黒田長政宛徳川家康書状」(家康・中-563頁、家康・新修2-808頁、吉川1-146号)。「(慶長5年)8月8日付黒田長政宛本多正純書状」(黒田-217号)。「(慶長5年)8月17日付吉川広家宛黒田長政書状」(家康・中-564頁、吉川1-147号)。「(慶長5年)8月25日付吉川広家宛黒田長政書状」(家康・中-565頁、吉川1-148号)。吉川1-146号には、「この御内書は使者が関所を通るために帯の内に縫い込み帰ったため、にじみがあったので後年に洗って損じた」という意味の押紙が付けられている。吉川1-147号には、「この書状は使者が関所を通るため細々に切り裂き、笠の緒にえりこめて(=刻み付けて)帰ったので損じた」という意味の押紙が付けられている。また、吉川1-147号には、「コノ文書ハ、横ニ四片ニ切断シテ用キラレタルモノナリ」という解説が付いている。吉川1-148号には、「この書状は帯の内に縫い込んで帰った」という意味の押紙が付けられている。このように、書状を持参していたが、持っていないように偽装して関所を通行するため、書状を使者の帯に縫い込んだり、切断して笠の緒に刻み付けたりしたことがわかる。こうした事情を勘案すると、どの関所を通ったのかは不明であるが、8月の時点で関所が石田・毛利方に押さえられていたことがわかるほか(このことは家康方が8月の時点で苦境に立っていたことを示すものでもある)、家康と毛利輝元との和睦交渉を示す書状内容であったため漏洩を防ぐために最高レベルの極秘扱いにしたと考えられる。なお、吉川広家の動向については、7月下旬と考えられる家臣(祖式長好カ)宛の書状(吉川・別-626号)や「(慶長5年)8月4日付今田経忠宛吉川広家書状」(吉川・別-631号)では、徳川家康のことを「家康」と呼び捨てて表記しているため、この時点(7月下旬~8月上旬)では家康に内通している形跡は見られ

ず、家康に対して好戦的態度をとっていたと見なすことができる。

- (219) 「（慶長5年）8月17日付吉川広家宛黒田長政書状」（家康・中-564頁、吉川1-147号）。
- (220) 「（慶長5年）8月22日付秋田実季宛有馬則頼書状」（愛知県-969号）。
- (221) 「（慶長5年）10月13日付戸沢政盛宛秋田実季書状」（山形・下-562頁）。
- (222) 前掲『改定史籍集覧』第26冊（68頁）。
- (223) 「（慶長5年）8月18日付下次右衛門宛来次氏秀書状」（山形・上-400頁）。
- (224) 「（慶長5年）10月13日付戸沢政盛宛秋田実季書状」（山形・下-562頁）。
- (225) 「慶長5年7月27日付真田信幸宛徳川家康書状」（家康・中-536頁）など。
- (226) 「（慶長5年）7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」（家康・中-535頁）など。
- (227) 「（慶長5年）10月13日付柴田勝全宛榊原康政書状」（家康・新修-295頁）。
- (228) 「（慶長5年）10月8日付堀親良宛徳川秀忠書状」（家康・中-727頁）など。
- (229) 「（慶長5年）10月5日付黒田如水宛井伊直政書状」（家康・中-767頁）。
- (230) 「内府ちかひの条々」が三奉行によって出された7月17日以降、関ヶ原の戦い当日の9月15日までの家康発給書状において、家康自身が公儀を体現している旨を記した家康書状の事例は皆無であるので、家康自身は当該期（7月17日～9月15日）に公儀から排除されていたことを自覚していたことがわかる。

【出典の略称一覧】

上記の〔註〕における出典史料の各略称は以下のようになる。

- 家康・中 …中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（日本学術振興会、1958年）。
- 家康・拾遺 …中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集（日本学術振興会、1971年）。
- 家康・新修 …徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』（財団法人徳川黎明会、1983年）。
- 家康・新修2 …徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』第2輯（財団法人徳川黎明会、2006年）。
- 愛知県 …『愛知県史』資料編13、織豊3（愛知県史編さん委員会編集、愛知県発行、2011年）。
- 岐阜1 …『岐阜県史』史料編、古代・中世1（岐阜県、1969年）。
- 岐阜2 …『岐阜県史』史料編、古代・中世2（岐阜県、1972年）。※表6のみの出典史料
- 岐阜4 …『岐阜県史』史料編、古代・中世4（岐阜県、1973年）。
- 岐阜・補遺 …『岐阜県史』史料編、古代・中世補遺（岐阜県、1999年）。
- 三重 …『三重県史』資料編、近世1（三重県、1993年）。
- 山形・上 …『山形県史』資料編15上、古代中世史料1（山形県、1977年）。
- 山形・下 …『山形県史』資料編15下、古代中世史料2（山形県、1979年）。
- 新福岡市・中1 …『新修福岡市史』資料編、中世1、市内所在文書（福岡市史編集委員会編集、福岡市発行、2010年）。
- 仙台 …『仙台市史』資料編11、伊達政宗文書2（仙台市史編さん委員会編集、仙台市発行、2003年）。
- 吉川1 …『大日本古文書』〈吉川家文書之一〉（東京帝国大学編纂兼発行、1925年）。
- 吉川2 …『大日本古文書』〈吉川家文書之二〉（東京帝国大学編纂兼発行、1926年）。

- 吉川・別 …『大日本古文書』〈吉川家文書別集〉(東京帝国大学編纂兼発行、1932年)。
- 毛利 3 …『大日本古文書』〈毛利家文書之三〉(東京帝国大学編纂兼発行、1922年)。
- 浅野 …『大日本古文書』〈浅野家文書〉(東京帝国大学編纂兼発行、1906年)。
- 山内史 …『山内家史料・第一代一豊公紀』(山内家史料刊行委員会刊行、山内神社宝物資料館発行、1980年)。
- 福島系 …『福島家系譜』(『広島県史』近世資料編Ⅱ、広島県、1976年)。
- 黒田 …『黒田家文書』1巻、本編(福岡市博物館編纂・発行、1999年)。
- 中川 …神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』(臨川書店、1987年)。
- 多賀 …『多賀大社叢書』文書篇、改訂版(多賀大社叢書編修委員会編修、多賀大社社務所発行、1983年)。
- ※表 6 のみの出典史料

表1

慶長5年7月～8月上旬における松平康重の動向

（『石川正西聞見集』（注1））

月 日	松平康重の行動内容
7月	松平康重は国許の騎西（武蔵国）を出陣した。
7月？日	松平康重は小山（下野国）の原を通ったところ、井伊直政から、（これより）先へ（松平康重の）人数を遣わすことは無用である、と言われた。
7月？日	井伊直政の陣所へ松平康重が寄ったところ、直政が石田三成の「別心之由」を隠さずに話した。
7月？日	家康は小山に在陣。上方大名衆も小山あたりに入っていた。
7月？日	先陣を松平康重が望み、宇都宮（下野国）を越えて氏家（下野国、「うちゑ」というところへ陣取りをした。
7月？日	松平康重は、掛川城（遠江国）の在番を家康から命じられたので、氏家（「うちゑ」）から引き返して、国許の騎西へ帰って一兩日逗留した。 ※8月2日から一兩日を逆算すると、松平康重が国許の騎西へ着いたのは、7月29日、或いは、30日になる。一兩日とは1日または2日の意味なので、7月29日に騎西に着いて2日（7月30日、8月1日）逗留して8月2日に騎西を立った、或いは、7月30日に騎西に着いて1日（8月1日）逗留して8月2日に騎西を立った、の2つのパターンが想定できる。
8月2日	松平康重は、国許の騎西を出立した。
8月2日の夜	清戸（武蔵国、「きよど原」というところで一夜を明かした。
8月3日	大磯（相模国）に陣取る。
8月4日	小田原（相模国）へ着いた。
8月4日の夜	上方大名は（家康からの）暇にて小田原へ諸人が入り込み（＝込み入り）、宿がなくて、松平康重は早川口の山のかげ（＝陰）に一夜、野陣をして（夜を）明かした。 ※8月4日は西上する上方大名で小田原はいっぱいだった点に注意したい。
8月5日	上方衆が一同に箱根を越えた。（箱根を越える上方大名衆は）多勢（＝軍勢が多いこと）であったので、一足二足ずつ歩んでは先がつかえた。 ※8月5日に西上する上方大名が大挙して箱根越えをした点に注意したい。箱根越えでも（小田原同様に西上する上方大名で）混雑していた点に注意したい。
8月5日の夜	山中を下りて野宿。
8月6日の夜	<small>かんばら</small> 蒲原（駿河国）にてまた野陣（＝野営）。
8月7日の夜	大井川の河原にて（夜を）明かした。
8月8日	松平康重は、ようやく掛川（遠江国）へ着き（掛川城の）城中を受け取り安堵した。

（注1）『石川正西聞見集』（埼玉県史料集第1集）（埼玉県立図書館編集・発行、1968年、82～83頁）。

※石川正西は松井康重（武蔵騎西城主）の家臣であり、1600年の時点では27才であった。

※『石川正西聞見集』の記載内容をもとに、松平康重の騎西出立（8月2日）から掛川城受け取り（8月8日）までの日程的推移の分析とその行軍地点の移動の図化は、すでに下村信博「松平忠吉と関ヶ原の戦い」（『名古屋博物館研究紀要』34巻、名古屋博物館、2011年）によっておこなわれているが、本稿では行論の必要から、あらためて『石川正西聞見集』の記載内容をもとに上表を作成した。

表 2

7月18日	稲葉通孝が上杉討伐の延期により帰国した。
7月19日	家康が福島正則に対して軍勢を西上させるように命じた。
7月24日	「内府ちかひの条々」が上方から家康のところへ届いた。
7月26日	東下した諸大名のうち先手の衆が西上した。
7月29日	三奉行が家康と対立したことを、家康がはじめてあきらかにした。 ※家康は「内府ちかひの条々」が出されたことを7月24日に知ったが、それを隠して東下した諸大名のうち、先手の衆をまず西上させて、西上したことを見届けてから、三奉行と家康が対立したことをはじめてあきらかにした。

表3
東海道の諸城などの在番体制

〔慶長見聞書〕^(注1)

江戸城留守居	武蔵国	松平康元・石川家成・松平清宗・菅沼定盈・諏訪頼忠 江戸城西の丸には武田信吉、天野康景が在城	
小田原城	相模国	城主	大久保忠隣
		番手	なし
沼津城	駿河国	城主	中村一栄（中村一氏の内）
		番手	内藤信成→内藤信成は韭山城主（伊豆国）であるが、韭山城を明けて沼津城の番手を勤めた
駿府城	駿河国	城主	中村一氏
		番手	菅沼定勇→菅沼定仍は興国寺城主（駿河国）であるが、興国寺城を明けて駿府城の番手を勤めた
掛川城	遠江国	城主	山内一豊
		番手	松平定勝
浜松城	遠江国	城主	堀尾忠氏
		番手	保科正光→（関ヶ原の）合戦以後、保科正光は越前北庄城を守る
横須賀城	遠江国	城主	有馬豊氏
		番手	三宅康貞→その後、三宅康貞は亀山城（伊勢国）を守る 三宅康信
吉田城	三河国	城主	池田輝政
		番手	松平家乗→その後、桑名城（伊勢国）を守る
岡崎城	三河国	城主	田中吉次
		番手	北条氏勝
西尾城	三河国	城主	田中吉政
		番手	松平忠頼
刈谷城	三河国	城主	水野忠重
		番手	なし
清須城	尾張国	城主	福島正則
		番手	石川康通 松平家清→その後、松平家清は犬山城を守る
師崎	尾張国	番手	松平家信 小笠原広勝 小笠原信元 千賀孫兵衛
大野・常滑	尾張国	番手	戸田尊次 清水政吉
高崎城	上野国	番手	諏訪頼水

(注1)「愛知県史」資料編13、織豊3（愛知県史編さん委員会編集、愛知県発行、2011年、749～750頁）。

表 4

「(慶長 5 年) 8 月 4 日付徳川家康書状」の宛所についての分類

宛 所	所 領		石 高	出 典 ^(注1)
①浅野幸長	▼甲斐	府中	22万5000石	家康・中-551頁
②福島正則	尾張	清須	20万石	家康・中-552頁
③福島高晴	▼伊勢	長島	1万石	家康・中-553頁
④池田輝政 池田長吉 ^(注2) 九鬼守隆	三河	吉田	15万2000石	家康・中-553頁
	▼近江国内		2万2000石	同 上
	▼志摩	鳥羽	3万石	同 上
⑤細川忠興 加藤嘉明 金森可重	▼丹後	宮津	17万石	家康・中-554頁
	▼伊予	松前	10万石	同 上
	飛騨	増島	1万石	同 上
⑥中村一栄 ^(注3)	駿河	府中	14万5000石	家康・中-555頁
⑦市橋長勝 横井時泰 中村元勝 天野雄光 西尾光教 一柳直盛 川口宗勝 丹羽氏次 生駒甚久斎 生駒利豊	美濃	今尾	1万1000石	家康・中-555頁
	尾張	赤目	5800余石	同 上
	尾張	新居	不明	同 上
	伊勢国内カ		不明	同 上
	美濃	曾根	2万石	同 上
	尾張	黒田	3万5000石	同 上
	尾張国内		1万1000石	同 上
	尾張	岩崎	5000石	同 上
	不明	不明	不明	同 上
	尾張	小折	不明	同 上

【凡例】 ▼…尾張・三河・美濃・飛騨・駿河の各国以外に所領がある大名を示す。

(注 1) 出典の略称については、本稿巻末の【出典の略称一覧】を参照されたい。

(注 2) 池田長吉は池田輝政の弟である。

(注 3) 中村一栄は、関ヶ原の戦い以前の慶長 5 年 7 月に病死した中村一氏の弟である。

表5

〔（慶長5年）8月13日付徳川家康書状〕の宛所についての分類

宛所	所領		石高	出典 ^(注1)
①浅野幸長	▼甲斐	府中	22万5000石	家康・中-575頁
②福島高晴 稲葉道通 古田重勝	▼伊勢 ▼伊勢 ▼伊勢	長島 岩手 松坂	1万石 2万6000石 3万5000石	家康・新修2-392頁 同上 同上
③池田輝政 池田長吉 ^(注2) 九鬼守隆	三河 ▼近江国内 ▼志摩	吉田 鳥羽	15万2000石 2万2000石 3万石	家康・中-573頁 同上 同上
④細川忠興 加藤嘉明	▼丹後 ▼伊予	宮津 松前	17万石 10万石	家康・中-574頁 同上
⑤中村一栄	駿河	府中	14万5000石	家康・新修2-393頁
⑥一柳直盛 西尾光教 市橋長勝 横井時泰	尾張 美濃 美濃 尾張	黒田 曾根 今尾 赤目	3万5000石 2万石 1万1000石 5800余石	家康・中-574頁 同上 同上 同上
⑦堀尾忠氏 山内一豊 有馬豊氏 松下重綱	遠江 遠江 遠江 遠江	浜松 掛川 横須賀 久野	12万石 6万8000石 3万石 1万6000石	家康・中-577頁 同上 同上 同上
⑧宮部長熙 ^(注3) 木下重堅 ^(注3) 垣屋恒総 ^(注3) 田中吉政	▼因幡 ▼因幡 ▼因幡 三河	鳥取 若桜 浦住 岡崎	5万石 2万石 1万石 10万石	家康・中-578頁 同上 同上 同上
⑨各中				愛知県-947号

【凡例】▼…尾張・三河・美濃・飛騨・駿河の各国以外に所領がある大名を示す。

(注1) 出典の略称については、本稿巻末の【出典の略称一覧】を参照されたい。

(注2) 池田長吉は池田輝政の弟である。

(注3) 宮部長熙・木下重堅・垣屋恒総は伏見城攻撃に参加した石田・毛利方の諸将である。この点と、「（慶長5年）8月13日付宮部長熙・木下重堅・垣屋恒総・田中吉政宛徳川家康書状」（家康・中-578頁）は写しの文書（「譜牒余録」）しか伝わらない点を考慮すると、この家康書状（写）は偽文書の可能性が高いと考えられる。

表 6
禁制の一覧表 (慶長 5 年 8 月～同年 9 月)

年 月 日	発給者	宛 所	宛所の現在地	条 数	出 典 ^(注1)
慶長 5 年 8 月 13 日	▼石田三成	尾州飛保曼陀羅寺	愛知県江南市 前飛保	5 ヶ条	愛知県 - 942 号
慶長 5 年 8 月 23 日	福島正則	(西尾豊後守殿知行所 ほうらい村)	岐阜県揖斐郡 大野町公郷宝 来	-	岐阜 1 - 457 頁 ※形式は禁制判物
8 月 24 日	福島正則	本せう寺 (= 本誓寺)	岐阜市矢島町	-	岐阜 1 - 121 頁 ※形式は禁制判物
慶長 5 年 8 月 24 日	福島正則	願正寺	岐阜県安八郡 輪之内町中郷	-	岐阜 1 - 143 頁 ※形式は禁制判物
慶長 5 年 8 月 24 日	福島正則	養教寺	岐阜市東島	-	岐阜 1 - 149 頁 ※形式は禁制判物
慶長 5 年 8 月 24 日	井伊直政・ 本多忠勝	末森正慶寺	岐阜県安八郡 神戸町末守	3 ヶ条	岐阜 1 - 525 頁
慶長 5 年 8 月 24 日	本多忠勝・ 井伊直政	西尾領神戸村中	岐阜県安八郡 神戸町神戸	5 ヶ条	岐阜 1 - 551 頁
慶長 5 年 8 月 24 日	本多忠勝・ 井伊直政	曾原之内のくち村	大垣市野口	5 ヶ条	岐阜・補遺 - 191 頁
慶長 5 年 8 月 24 日	池田輝政・ 福島正則	さらき村中 (= 更木村中)	岐阜県各務原 市	-	岐阜 1 - 931 頁 ※形式は禁制折紙
慶長 5 年 8 月 26 日	池田輝政・ 福島正則	今寺	岐阜県安八郡 カ	3 ヶ条	岐阜 1 - 523 頁
慶長 5 年 8 月 27 日	▼石田三成・ 小西行長・ 島津義弘・ 宇喜多秀家	はやしむら	大垣市林町	1 ヶ条	岐阜 1 - 562 頁
慶長 5 年 8 月 日	▼織田秀信	尾州飛保曼陀羅寺	愛知県江南市 前飛保	3 ヶ条	愛知県 - 1006 号
慶長 5 年 8 月 日	▼織田秀信	赤名部郷	岐阜市茜部 ^{あかなべ}	3 ヶ条	岐阜 1 - 10 頁
慶長 5 年 8 月 日	▼織田秀信	加納寺内	岐阜市加納	3 ヶ条	岐阜 1 - 15 頁
慶長 5 年 8 月 日	▼織田秀信	爪藪田	岐阜市藪田 ^{やぶた}	3 ヶ条	岐阜 1 - 19 頁
慶長 5 年 8 月 日	▼織田秀信	西庄内出雲村寶林坊	岐阜市西莊	3 ヶ条	岐阜 1 - 45 頁

慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について（その3）（白峰）

年 月 日	発給者	宛 所	宛所の所在地	条 数	出 典
慶長5年8月日	▼織田秀信	一色	岐阜市前一色	3ケ条	岐阜1-56頁
慶長5年8月日	▼織田秀信	寄合所	岐阜市中大桑町	-	岐阜1-47頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	▼織田秀信	千手堂寺内	岐阜市千手堂北町など	3ケ条	岐阜1-91頁
慶長5年8月日	▼織田秀信	柿内正木郷寺内	岐阜県安八郡輪之内町松内	3ケ条	岐阜1-144頁
慶長5年8月日	▼織田秀信	-（養教寺カ）		3ケ条	岐阜1-150頁
慶長5年8月日	▼織田秀信	立政寺	岐阜市西荘	3ケ条	岐阜1-211頁
慶長5年8月日	池田輝政	かの村	岐阜市加納	-	岐阜1-15頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	くらりやう藪田村中	岐阜市藪田	-	岐阜1-19頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	西庄之内寶林坊	岐阜市西荘	-	岐阜1-44頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	木田郷中	岐阜市木田	-	岐阜1-88頁 ※形式は禁制判物 →研究の余地あり
慶長5年8月日	池田輝政・福島正則	崇福寺村	岐阜市長良福光	3ケ条	岐阜1-98頁
慶長5年8月日	池田輝政・福島正則	多賀	滋賀県多賀町多賀	3ケ条	多賀-142号
慶長5年8月日	池田輝政	大ほう寺	岐阜市大宝町	-	岐阜1-101頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	かの村	岐阜市加納	-	岐阜1-111頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	そかや	岐阜市曾我屋 <small>そがや</small>	-	岐阜1-113頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	ひかし嶋村ようけうし (=養教寺)	岐阜市東島	-	岐阜1-150頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	西庄之内立政寺	岐阜市西荘	-	岐阜1-202頁 ※形式は禁制判物

年月日	発給者	宛所	宛所の現在地	条数	出典
慶長5年8月日	池田輝政	ほうらい村	岐阜県揖斐郡 大野町公郷宝 来	-	岐阜1-457頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	しまの西圓寺	大垣市草道島 町	-	岐阜1-567頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	北かた村中	岐阜県本巣郡 北方町	-	岐阜1-606頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	伏屋	岐阜県羽島郡 岐南町伏屋	3ヶ条	岐阜1-652頁
慶長5年8月日	池田輝政	ちき村上下中	岐阜県羽島郡 岐南町上印食 ・下印食	-	岐阜・補遺-138頁 ※形式は禁制判物
慶長5年8月日	池田輝政	ゑんしやう寺 野々かけ源兵衛とのへ	岐阜県羽島郡 笠松町円城寺	-	岐阜・補遺-588頁 ※形式は禁制折紙
8月日	池田輝政	澁州関惣中	岐阜県関市	-	岐阜4-900頁 ※形式は禁制折紙
慶長5年8月日	池田輝政・ 福島正則	龍徳寺	岐阜県揖斐郡 池田町本郷	3ヶ条	岐阜1-437頁
慶長5年9月朔日	池田輝政・ 福島正則	犬上郡多賀	滋賀県多賀町 多賀	3ヶ条	多賀-143号
9月朔日	福島正則・ 池田輝政	多賀御社并不動院	滋賀県多賀町 多賀	3ヶ条	多賀-144号
慶長5年9月2日	福島正則・ 池田輝政	かたかたこうりのうち そかや村	岐阜市曾我	屋3ヶ条	岐阜1-113頁
慶長5年9月5日	▼石田三成・ 小西行長・ 鳥津義弘・ 宇喜多秀家	あ(かさか)さいゑん 寺(=西圓寺)	大垣市草道島 町	3ヶ条	岐阜1-568頁
9月9日	▼石田三成・ 鳥津義弘	加納村	岐阜市加納	3ヶ条	岐阜1-16頁
慶長5年9月16日	徳川家康 (E2)	多賀	滋賀県多賀町 多賀	3ヶ条	多賀-145号
慶長5年9月21日	(徳川家康)	歌村・金谷村・鶴田村 ・直井村・大塚村	岐阜県養老郡 養老町高田な ど	3ヶ条	岐阜1-628頁

年 月 日	発給者	宛 所	宛所の所在地	条 数	出 典
慶長5年9月21日	徳川家康	-	-	3ヶ条	岐阜2-1頁 (注3)
慶長5年9月23日	徳川家康	粟野村	岐阜市粟野	3ヶ条	岐阜2-2頁
慶長5年9月23日	徳川家康	-	-	3ヶ条	岐阜2-53頁
慶長5年9月23日	徳川家康	城田寺村・正木村・鷺山村・則武村	岐阜市城田寺など	3ヶ条	岐阜1-144頁
慶長5年9月23日	(徳川家康)	-	-	3ヶ条	岐阜1-290頁
慶長5年9月23日	徳川家康	関ヶ原町衆中	岐阜県不破郡関ヶ原町	3ヶ条	岐阜1-461頁
慶長5年9月23日	徳川家康	「澁州」(異筆) 妙應寺	岐阜県不破郡関ヶ原町今須	3ヶ条	岐阜1-483頁
慶長5年9月23日	徳川家康	末守村	岐阜県安八郡神戸町末守	3ヶ条	岐阜1-526頁
慶長5年9月23日	徳川家康	北方町中三ヶ村	岐阜県本巣郡北方町	3ヶ条	岐阜1-607頁
慶長5年9月23日	徳川家康	吉田寺	岐阜県関市長谷寺町	3ヶ条	岐阜1-750頁
慶長5年9月日	▼平岡頼勝 (注4)	澁州居益妙應寺	岐阜県不破郡関ヶ原町今須	3ヶ条	岐阜1-483頁

【凡例】▼…石田・毛利方の諸将が出した禁制を示す。

(注1) 出典の略称については、本稿巻末の【出典の略称一覧】を参照されたい。

(注2) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（日本学術振興会、1958年、700頁）の解説によれば、9月16日から家康の禁制がたくさん下された、としている。9月16日以降、家康が出した禁制は前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻に多く収録されているが、上表では割愛した。

(注3) 岐阜2は、岐阜2所収の岐阜1・補遺の収録箇所を示す。岐阜2については以下同様。

(注4) 平岡頼勝は小早川秀秋の家老である。

表 7

木曾川渡河作戦(8月22日)と岐阜城攻城戦(8月23日)における家康方軍勢の編成

名 前	所 領		石 高
▼池田輝政の組 ^(注1)			
池田輝政	三河	吉田	15万2000石
浅野幸長	甲斐	府中	22万5000石
山内一豊	遠江	掛川	6万8000石
松下重綱	遠江	久野	1万6000石
池田長吉	近江国内		2万2000石
有馬豊氏	遠江	横須賀	3万石
堀尾忠氏	遠江	浜松	12万石
一柳直盛	尾張	黒田	3万5000石
合 計			66万8000石
▼福島正則の組 ^(注2)			
福島正則	尾張	清須	20万石
加藤嘉明	伊予	松前	10万石
細川忠興	丹後	宮津	17万石
黒田長政	豊前	中津	18万2000石
藤堂高虎	伊予	板島	7万石
田中吉政	三河	岡崎	10万石
本多俊政	大和	高取	2万5000石
生駒一正	讃岐	丸亀	6万1000石
京極高知	信濃	飯田	15万石
筒井定次	伊賀	上野	20万石
松倉重政	伊賀	名張	8000石
^(ママ) 秋山左近(右近カ = 光匡カ) ^(注3)	不明		不明
神保相茂	大和国内		6000石
合 計			127万2000石
▼その他			
桑山元晴 ^(注4)	大和国内		1万石
西尾光教 ^(注5)	美濃	曾根	2万石
徳永寿昌 ^(注6)	美濃	高松	3万石

- (注1) 史料典拠は、「(慶長5年) 8月22日付本多正信・西尾吉次・村越直吉宛井伊直政書状」(家康・中-623～625頁、愛知県-971号)における記載による。
- (注2) 前掲(注1)に同じ。
- (注3) 前掲「(慶長5年) 8月22日付本多正信・西尾吉次・村越直吉宛井伊直政書状」には、「秋山左近」と記されているが、「(慶長5年) 8月27日付徳川家康書状」(家康・中-636～637頁)の宛所である諸将9人の中の1人に「秋山右近大夫」の名前があり、家康・中-636頁では、この「秋山右近大夫」を秋山光匡に比定している。よって、前掲「(慶長5年) 8月22日付本多正信・西尾吉次・村越直吉宛井伊直政書状」における「秋山左近」は、「秋山右近」を「秋山左近」と誤記した可能性が高いと考えられる。
- (注4) 史料典拠は、岐阜城攻城戦の報告を受けた旨を記した「(慶長5年) 8月25日付藤堂高虎・本多俊政・生駒一正・桑山元晴宛徳川家康書状」(家康・中-628頁、愛知県-989号)の宛所に桑山元晴の名前があることによる。同じ宛所になっている藤堂高虎・本多俊政・生駒一正は福島正則の組に属するので、桑山元晴は福島正則の組に属した可能性も考えられる。
- (注5) 史料典拠は、岐阜城攻城戦の報告を受けた旨を記した「(慶長5年) 8月25日付田中吉政・一柳直盛・西尾光教・徳永寿昌・池田長吉宛徳川家康書状」(家康・中-629頁、愛知県-988号)の宛所に西尾光教の名前があることによる。池田輝政の組と福島正則の組のいずれの組に属したかは不明である。
- (注6) 史料典拠は、岐阜城攻城戦の報告を受けた旨を記した「(慶長5年) 8月25日付田中吉政・一柳直盛・西尾光教・徳永寿昌・池田長吉宛徳川家康書状」(家康・中-629頁、愛知県-988号)の宛所に徳永寿昌の名前があることによる。池田輝政の組と福島正則の組のいずれの組に属したかは不明である。
- ※上記の(注1)～(注6)における史料典拠の略称については、本稿巻末の【出典の略称一覧】を参照されたい。